

被扶養者の取扱いと収入確認のお願い

扶養認定の収入基準は、「年額130万円(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金は180万円)未満」とされておりますが、アルバイト・パート等の給与収入につきましては、更に月額でも判断することとなり、月額108,334円(150,000円)未満での就労が前提となっております。しかしながら諸事情により月額基準額を超えた場合は、認定取消日について次のように取扱っています。

- ① 月々の収入が3ヶ月連続で108,334円(150,000円)以上となった場合は、最初に超過した月の初日
- ② 3連続した複数月の平均給料が108,334円(150,000円)以上となった場合は、その3連続した月の中で月額基準額を最初に超過した月の初日

なお、通勤手当等諸手当が支給される場合は、その額を加算した月々の支給総額で判定しています。また、賞与が支給される場合は、支給月の給与額には含めず年間収入として合算しています。



【①に該当したときの取消例】

稼働月	収入月額(通勤手当含む)	取消日
1月	90,000円	
2月	110,000円	3ヶ月連続して108,334円以上であるため、最初に月額基準額を超過した月の初日である2月1日が取消日
3月	110,000円	
4月	120,000円	
5月	90,000円	
6月	90,000円	
7月	100,000円	
8月	100,000円	
9月	100,000円	
10月	100,000円	
11月	90,000円	
12月	90,000円	
賞与	100,000円	
合計	1,290,000円	

【②に該当したときの取消例】

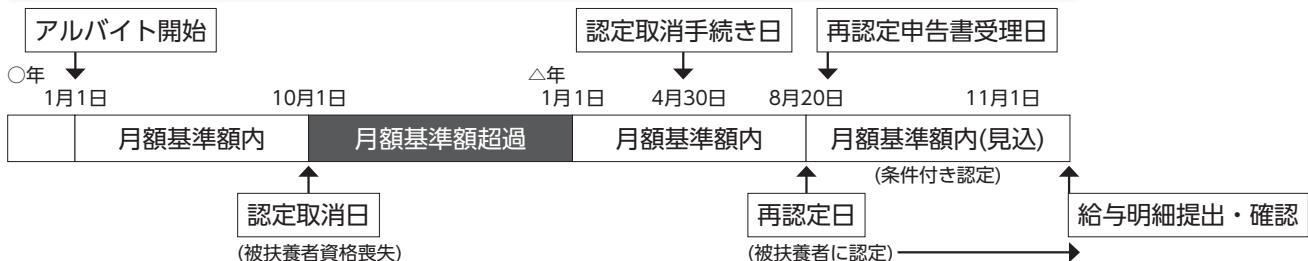
稼働月	収入月額(通勤手当含む)	取消日
1月	90,000円	
2月	110,000円	
3月	100,000円	
4月	90,000円	
5月	90,000円	
6月	90,000円	3ヶ月の平均が108,334円以上であるため、最初に月額基準額を超過した月の初日である7月1日が取消日
7月	120,000円	
8月	120,000円	
9月	100,000円	
10月	100,000円	
11月	90,000円	
12月	90,000円	
賞与	100,000円	
合計	1,290,000円	

再認定の手続きについては、月額基準額を超えないことが確認できる「雇用契約書」(※)と「直近3ヶ月の給与明細書(写)」を添付して共済事務担当課へ提出していただきます。

(※)認定申請日以前に締結した契約書を必ず添付してください。

▶【再認定例】給与収入が3ヶ月連続又は3ヶ月平均で月額基準額を超過し取消になった場合

- ・認定取消手続き △年4月30日
- ・認定取消日 ○年10月1日
- ・再認定申告書受理日 △年8月20日
申告書類…被扶養者申告書(②認定)
雇用契約書と直近3ヶ月(△年5月～7月)の給与明細書
- ・再認定(条件付き認定) △年8月20日(後日△年8月～10月の給与明細書を提出願います。)



(注) △年1月1日～8月19日までは認定要件を満たしていたとしても再認定申告書受理日である△年8月20日が再認定日となりますので、その間の被扶養者資格は認められません。

! お願い

遑って被扶養者の資格を喪失すると、扶養手当や医療費の返還が生じるほか、国民健康保険や配偶者の場合は国民年金に加入する費用も発生しますので、遑る期間が長いほど負担が大きくなります。

こまめに収入を確認いただき、月々の収入が基準額を超え取消に該当するときは、早めのお手続きをお願いします!

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306